

2011年4月22日  
日 本 銀 行

「金融政策に関する対外発言についての申し合わせ」  
の一部改正について

本日、政策委員会は、「金融政策に関する対外発言についての申し合わせ」  
(いわゆる「ブラックアウト・ルール」) を次のとおり一部改正した。

(横線のとおり改正)

各金融政策決定会合の2営業日前(会合が2営業日以上にわたる場合には  
会合開始日の2営業日前)から会合終了当日の総裁記者会見終了時刻までの  
期間は、原則として、国会において発言する場合等を除き、金融政策及び金  
融経済情勢に関し、外部に対して発言しない。

以 上